

令和3年度 宿泊観光の促進による地域経済活性化事業
業務仕様書

1 委託業務名

宿泊観光の促進による地域経済活性化事業

2 委託業務の目的

本委託業務は、冬の観光閑散期対策を目的としたキャンペーンに関し、各種広報ツールの制作等を通じて宣伝を行うもの。

3 業務の期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 委託業務内容

冬から春前にかけての観光閑散期対策のため、府市協調のもと、平日の宿泊観光を促進し、消費喚起につなげるキャンペーン。

(1) 広報ツールの制作

- ・キャンペーンの趣旨を効果的に伝えるためのキービジュアルの提案
- ・広報に要するポスター、チラシ等印刷物の制作

(2) 広報業務

- ・キャンペーン周知に係る広報計画の策定、実施
- ・メディア露出のクリッピング

(3) 印刷用及び掲出用データの作成、格納

(4) その他、本事業を実施するに当たり必要と認められる事項

5 委託金額

15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 委託料に含むもの

広告制作費、印刷用データ制作費（掲載写真の手配費用等含む）、媒体調整費、他

7 委託業務の進行等

(1) 業務スケジュールの調整

受託者（以下、「乙」という。）は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュールを「京都・宿泊観光促進による地域経済活性化事業」実行委員会（以下、「甲」という。）に報告し、承認を得るものとする。

(2) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、甲乙協議によりその解決を図るものとする。

8 留意事項

- (1) 掲載の内容や掲載写真の選定等、各作業等の実施に当たっては、甲と事前に協議すること。
- (2) 乙が、本仕様書に定める各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき甲が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。
- (3) 甲は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

9 その他

(1) 個人情報等の保護

乙は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報等を本業務の実施以外の目的で使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として甲に帰属させるものとする。

(4) 会計検査

本事業に係る会計実施検査が行われる場合は、協力すること。また、会計検査時に必要と想定される書類は全て5年間保管すること。